

私立中学高等学校への支援拡充を求める意見書

本県の私立中学高等学校は、建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある質の高い教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に寄与している。

一方で、今後、少子化が益々深刻化すると予想される中、産業構造の変化に対応できる人材育成の強化が急務となっており、本県及び我が国の将来を支える子どもたちへ質の高い教育を提供するため、私立中学高等学校では教育内容の充実を図っているところであるが、昨今の物価・光熱水費・人件費の高騰により、学校経営は厳しさを増している。

私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助については、教職員の安定的な確保や処遇改善に必要な人件費の増加に加え、物価高騰や空調設備の使用増加による光熱水費負担の上昇など、学校を取り巻く経営環境が大きく変化しているにもかかわらず、補助単価の伸びは十分とは言えない状況であり、経常費助成の一層の拡充が必要である。

また、特別補助においては、スクールカウンセラー、ＩＣＴ支援員、部活動指導員、障がいのある生徒への支援員など、多様化する教育ニーズに対応するための支援の充実が求められているほか、いじめや不登校への対応、保護者対応など、学校運営上の諸問題に対する支援の強化も必要である。加えて、ＩＣＴ教育の推進に不可欠な生徒用端末や校内通信ネットワークの更新・整備への支援、学校施設の耐震化や空調設備整備をはじめとする高機能化への支援の充実が不可欠である。

就学支援金については、物価高騰等の状況において、保護者の経済的負担を軽減し、子どもたちの学校選択の機会を確保するため、情勢の変化に応じた支援金上限額の見直しが図られるとともに、私立中学生を対象とした就学支援制度の創設も望まれる。あわせて、私立高等学校等の生徒が海外留学や国際交流活動、研修・修学旅行等を通じて国際的な視野を養い、将来のグローバル人材として成長できるよう、留学支援制度の拡充も重要である。

これらの課題は本県の私立中学高等学校も同様であり、その解決には県の取組に加え、国による財政支援及び制度の充実が不可欠である。

よって、国においては、施行 50 周年となる私立学校振興助成法第 1 条に掲げる「教育条件の維持向上」「修学上の経済的負担の軽減」「経営の健全性を高める」の趣旨を踏まえ、私学助成に係る国庫補助制度をはじめとする各種支援施策を一層拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 6 日

愛媛県議会議長 松尾 和久

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣官房長官